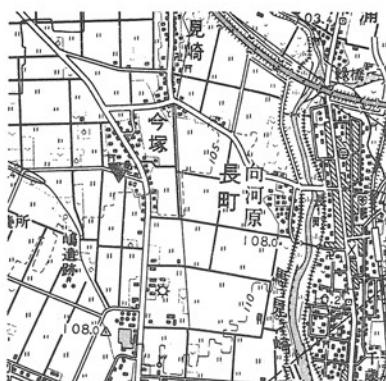


山形・今塚遺跡

いまづか



- 1 所在地 山形市大字今塚
- 2 調査期間 一九九三年(平5)五月～一月
- 3 発掘機関 勝山形県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 須賀井新人・植松暁彦
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 四世紀・九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今塚遺跡は、山形市街の北方約3kmに位置している。このあたりは馬見ヶ崎川扇状地の前縁部にあたる湧水地帯であり、遺跡は旧支

流の氾濫によって形成された自然堤防上に立地する。

地目は一部宅地を含む水田地帯であり、標高約100m前後を測る。

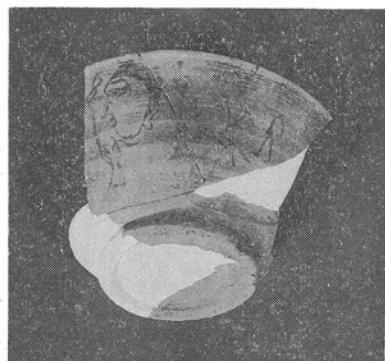
今塚遺跡の調査は、山形

県住宅供給公社による宅地造成及び分譲住宅建設に伴う緊急発掘調査として実施

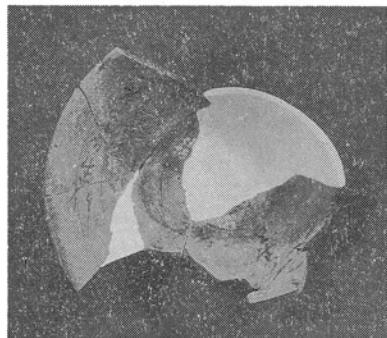
したものである。調査面積は一四二一〇〇m²である。

調査の結果、旧河川を中心に堅穴住居三〇棟・掘立柱建物九棟・井戸二基・土坑五三基・溝・畝など多数の遺構が検出され、これらに関連して整理用コンテナ一〇〇箱分の遺物が出土している。出土遺物から、遺跡は古墳時代前期と平安時代の複合遺跡であることが判明した。古墳時代では、旧河川の右岸から三〇棟の堅穴住居を主体に土坑や畝が検出された。堅穴住居は重複関係から三時期の変遷が認められ、このうち七棟が焼失家屋であり、東北地方南半の塩釜式に比定される古式土師器が一括して出土している。平安時代では、旧河川の左岸を主体に、掘立柱建物を中心として井戸や土坑、溝などが付随する。建物は二間×三間、三間×五間などの住居や倉庫と考へられ、一般的な集落の規模をもつものである。当該期の遺物には、土師器・須恵器・赤焼土器の他、地下水位が高い立地条件のため木製品の遺存状況が良好で、井戸や溝、旧河川などから、木簡をはじめ斎串・皿・椀・曲物・籠・下駄・紡織具・建築部材・矢形・錐形・刀子形などが出土している。その他の遺物には、硯と石製紡錘車が各一点ある。

木簡三点はいずれも出土地点が異なる。(3)は前述の旧河川(覆土最上層)、(2)はこの旧河川に南西から注ぐ人工的な溝、(1)は(2)が出土した溝と平行して走る溝(旧河川までは達しない)から出土した。(1)は共伴する土器が一点もないが、(2)(3)は九世紀半ば(後半に比定され



(外 面)



(内 面)

墨書土器

る土器が共伴しており、木簡もほぼ同時期のものと考えられる。

これらの遺構からは墨書き土器が比較的まとまって出土しており、

須恵器や赤焼土器の杯底部または体部に「高」「王」「一麗」「田宅」などの文字が認められる。木簡(2)出土の溝からは、体部外面に三体の人物が遠近法で表現され、内面には「一等書生伴」などの文字が数ヵ所に記された赤焼土器高台杯(写真)が伴出している。また、旧河川出土の墨書き土器には、「調所」の文字が認められた。

これらの遺物は、遺跡の性格や機能を探る上で特に注目されるものであり、木簡の内容とあわせ貴重な資料である。

8 木簡の釈文・内容

- (1) □□□〔奉行カ〕〔長カ〕
 □□□□□□部『人雄』
 □□〔派カ〕
 大□
 〔□為〕仁寿参年六月三日
 〔234〕×30×5 019 第1号
- (2) □□□□□□□□部『人雄』
 〔234〕×30×5 019 第1号
- ・ 每一斗七升遺一斗三升
 〔234〕×30×5 019 第1号
- ・ 五斗四升四合 □□□五斗
 〔234〕×30×5 019 第1号
 (325)×(28)×4 081 第1号

(3) 「七月一日始十日□

□斗□升一合

(89)×(23)×4 081 第1号

(1)は、仁寿三年(八五三)の年紀のある文書木簡で、本文の末尾はあるいは「符到奉行」とあったか。文書内容を知ることはできないが、所管の上級官司から被管官司に対して発せられた下達文書で、「人雄」の部分は筆が異なることから自署と判断される。釈文はとりあえずこの面を表として掲げた。

(2)は、公糧支給に関する木簡かと考えられる。片面は天・地両方から記載しているが、文字の重なりはみられない。正位の部分は支出残高を、倒位の部分は「人名十量目」の記載となっている。これら一人ひとりの量目(一斗八升、二斗四升四合)は、古代の官衙が兵士に支給した一日の食料(米八合)の約三〇日分にあたる。したがってこれらの公糧額は、ほぼ兵士一年分(約三〇日勤務)の番上糧に相当すると推定される。

(3)は(2)と同様に公糧に関する木簡で、一〇日間単位に食料を支給または請求したこと意味するものと考えられる。

9 関係文献

財山形県埋蔵文化財センター『今塚遺跡発掘調査報告書』(一九九四年)